

様

古河電気工業株式会社  
総務・CSR本部人事総務部  
人財育成担当部長  
上原 正光

2016年度 古河電工／奨学生募集について

拝啓 貴学益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。学生の採用に関しましては常々ご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

この度、古河電工奨学生を下記要領にて募集いたします。本奨学金制度は、学生の大学及び大学院における修学を援助し、将来有望な人材を育成することを目的としています。

貴学科におかれましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、奨学生志望者をご推薦いただきたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象者 学部3年、修士課程1年在籍者  
※学部生は学部卒業まで、修士生は修了まで支給いたします。  
但し、留年された場合には、その時点で奨学金の支給を打ち切りと致しますので、ご注意ください。
2. 推薦人員 1名
3. 支給額 学部生／5万円（月額） 修士／8万円（月額）
4. 支給開始 支給決定日より（2016年1月分より支給開始予定）
5. 返済義務 卒業後当社に入社した方以外は、支給した奨学金合計額について、卒業月の翌月から10年以内に返済していただきます。  
詳細は、別添の「古河電気工業株式会社2016年度奨学金規程抜粋」をご参照ください。
6. 申込要領 以下の書類を揃えた上、情報科学研究科教務係へ提出してください。
  - ・「奨学生志望者願書」
  - ・「奨学生推薦書」
  - ・「2016年度奨学生応募志望者調査書」
7. 申込締切 2016年1月29日（金）
8. 選考試験 日時：2016年2月24日（水） 予備日 2月25日（木）  
場所：古河電気工業株式会社 横浜事業所  
※本選考は採用とは関係はございません。予めご了解ください。  
※詳細は、申込受付後にご連絡いたします。  
※応募多数の場合は、事前に書類選考をさせていただきます。  
※選考結果に関するお問い合わせには、お答えいたしかねます。
9. 選考後予定 奨学生に決定した方には、授与式、中間報告会等の実施を予定しています。
10. 本制度に関する問合せ及び書類送付先  
古河電気工業株式会社 人事総務部 採用グループ  
〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-16-8 古河電工神田ビル 2F  
TEL：03-3525-8642 E-mail：recruit@furukawa.co.jp  
担当：川上、若松  
<http://www.furukawa.co.jp>

**古河電工**

以上

古河電気工業株式会社 奨学金制度  
(1960年制定・2016年度奨学金規程より抜粋)

1. 目的

理工科系の四年制大学生及び大学院生における修学を援助し、将来有望な人材を育成することを目的とする。(第1章 第1条)

2. 対象者

理工科系の四年制大学三年生および大学院の前期一年生で、指導教官より推薦を受けたものについて、面接の上決定する。

(第1章 第2条、第2章 第1条)

3. 奨学金の金額

奨学金は大学生については月額50,000円、大学院生については月額80,000円とし、奨学生に決定した月よりその後の正規の在学期間中貸与する。(第2章 第2条)

4. 奨学金借用書

奨学生に決定したときは、保証人と連署の奨学金借用書を提出しなければならない。

(第2章 第4条)

5. 奨学金の休止、打切

奨学生が休学したときは貸与を休止し、また傷病のため成業の見込みのないとき、学業成績・操行が不良となったとき、退学したときなどは打切とする。

(第2章 第7条、第8条)

6. 返済

1. 卒業後当社に入社したもの以外は、卒業の月の翌月から10年以内に奨学金の全額を半年賦もしくは年賦により返済しなければならない。

但し、卒業後当社に入社したものについても、3年以内に自己都合によって退職し、または懲戒解雇された場合にはこれを返済させることがある。

2. 奨学金を打ち切られまたは辞退したときは、その翌月から10年以内に返済しなければならない。(第2章 第9条)

7. 利息

奨学金は無利子とする。ただし正当と認められる事由なく返済を遅延したときは、延滞している割賦金の額に対し、年(365日)あたり10%の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金を課する。(第2章 第10条)

8. 返済の猶予または免除

疾病、死亡その他の正当な事由のため奨学金の返済が困難となり、人財育成担当部長が適当と認めたときは、奨学金の返済を猶予または免除することがある。

(第2章 第11条)

以上